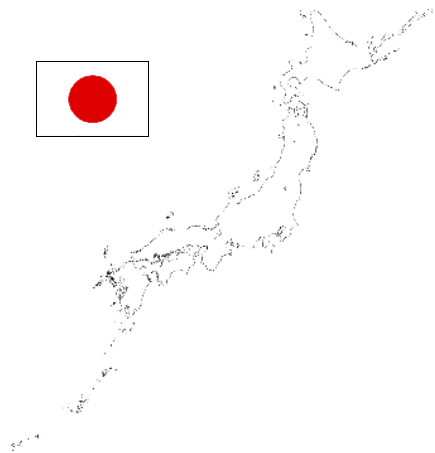
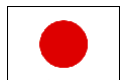


日・カザフスタン租税条約

○ 租税条約とは、国境を越える経済活動に対する課税権を調整することにより、国際的な二重課税を回避し二国間の投資交流を促進すること、及び税務当局間の国際協力の推進を通じ脱税を防止すること等を主な目的とするもの。

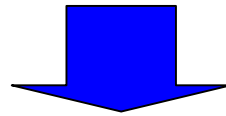


二重課税の回避を目的とした課税権の調整



投資所得に対する源泉地国課税の軽減

配当、利子、使用料(著作権、特許権等)



両国間の投資交流の促進



●カザフスタン進出の日本企業は30社程度。

●対カザフスタン投資分野は、エネルギー・鉱物資源の開発が中心。

(参考) 今後の交渉相手国(平成21年1月現在)

- アラブ首長国連邦(交渉中)
- クウェート(基本合意済み)
- サウジアラビア(交渉中)
- オランダ(交渉中)
- スイス(交渉中)

(注)本条約と同様に、ブルネイとの租税協定を今国会に提出予定。

●日本進出のカザフスタン企業は、零細・個人経営中心で少数。

●対日投資分野は、自動車・機械産業が中心。

(参考) 我が国が今までに締結した租税条約は、45条約、56か国。近年は、投資所得に対する源泉地国課税を軽減することにより投資交流の促進を図ることを基本方針とし、原則としてこれに沿って交渉している。